



PRESS RELEASE

新特約【悪性新生物診断給付金特約（配偶者・女性用）】を発売 ～ 住宅ローン返済世代に“家族の安心”を提供します ～

平成 23 年 12 月 1 日
カーディフ損害保険会社

カーディフ損害保険会社(会社所在地:東京都渋谷区、日本における代表者:草鹿 泰士、以下「カーディフ損保」)は、住宅ローンご契約者本人への保障に加えて、大切な家族を支える女性配偶者の「もしもの時」へのサポートを提供する、新たな特約「悪性新生物診断給付金特約(配偶者・女性用)」を開発し、本日より、銀行を通じて提供を開始いたします。

女性の働き方や家族のライフスタイルの変化に伴い、日々の生活だけでなく、将来に向けたライフプランやマネープランにおいて、女性が担う役割は一層高まっています。特に、長期にわたり安定的・計画的な資金が必要となる住宅ローンの返済中に奥様がガンなどの病気で倒れると、共働きの場合は収入が減るのはもちろん、専業主婦の家庭でも家事負担が増えるなど、家族の生活に大きなダメージを与えます。

この度提供を開始する新特約は、住宅ローン返済世代の30～50代の女性にとって最大の不安のひとつである、乳ガンなど女性特有のガンに生まれて初めて罹患した場合、住宅ローン契約者(男性)の女性配偶者に対して診断給付金として100万円を一時金でお支払いするものです。ローン契約者の奥様まで幅広く保障することで、住宅ローンを組まれるお客様にさらなる安心をお届けします。

また、金融機関に向けては、住宅ローンの優遇金利競争が一段と激しさを増す中、本特約商品を加えることにより、付加価値面での競争力強化の機会を提供し、新しい顧客の開拓や借り換え需要への対応を可能とします。

カーディフ損保は、お客様のさらなるニーズに応えられるよう、引き続き当社の強みである金融機関の商品に相乗効果のある保険商品を合わせて提供するバンカシュアランスを推進していきます。

■ 「悪性新生物診断給付金特約(配偶者・女性用)」の概要

付加できる主契約:就業不能信用費用保険

<主な保障内容>

- 特約の被保険者は、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている方(女性配偶者)とします。
- 女性配偶者が保障開始日(ローン実行日から3ヶ月を経過した日の翌日)以降に、生まれて初めて乳ガン・子宮ガン・卵巣ガンなどの女性特有のガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合に、診断給付金として100万円を一時金でお支払いします。
- 一時金の受取人は、特約の被保険者(女性配偶者)となり、一時金がお支払いされた後、女性配偶者の保障は終了します。

カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール(カーディフ損害保険会社)について

カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェールは、ヨーロッパ有数の金融グループ、BNPパリバの保険事業部門であるBNPパリバ・カーディフに属する会社です。日本においては、平成12年4月に日本支店を開設しました。当社は、ローン債務者が、三大疾病や5つの重度慢性疾患により就業不能状態になった場合にローン返済を保障する保険や、会社の倒産・リストラ等により非自発的な失業状態になった場合に返済を保障する保険を主力商品としています。また、保険財務力格付けは、AA-(スタンダード・アンド・プアーズ)* という高い評価を維持しています。

*格付けは、平成 23 年 12 月 1 日現在のものであり、将来的に変化する可能性があります。また、この格付けは本社(フランス)で取得したものであり、日本における事業だけのものではありません。

<本件に関するお問い合わせ先>

カーディフ損害保険会社 お客様相談室 TEL 03-6415-6051
受付時間 9:00～18:00 (祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日)

BNP PARIBAS
CARDIF

Insurance for a changing world